

米沢市営八幡原体育館等指定管理者公募に係る質疑回答書

施設名	米沢市営八幡原体育館等	主管課	スポーツ課
1	<p>質疑</p> <p>指定管理期間が前回の5回から3年に変更になりましたが、その理由をお願いします。</p>	<p>回答</p> <p>米沢市公共施設等総合管理計画個別施設計画では、市営西部野球場及び八幡原緑地野球場のどちらか1施設を廃止する方向で調整を進めることとしており、今後概ね3年程で方向性を出す考えであることから、公募期間も3年に変更いたしました。</p>	
2	<p>質疑</p> <p>リスク分担表「利用料金収入の減額」の※2で、施設修繕等指定管理者の責めに帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合は、教育委員会と協議、とあります。「大幅に落ち込んだ場合」というのは見込額に対し、どの位減収になった場合を指すのでしょうか？ 具体的な数字(減収率)を教えてください。</p>	<p>回答</p> <p>具体的な数字は設定していません。 ※2に記載のとおり、「市の指示による感染症拡大防止のための休業や、施設改修等指定管理者の責めに帰さない理由で」利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合としていますように、どのような理由であったかが重要になります。 例として、施設改修の場合であれば、指定管理者の責めに帰さない理由として、不使用になる経費(光熱水費や清掃費等の施設維持管理費)も含めて総合的に判断して協議することとなります。</p>	
3	<p>質疑</p> <p>自主事業を行う場合、利用料などの取り決めはありますか。</p>	<p>回答</p> <p>自主事業の実施は、義務付けているものではありません。 また、参加料等についての取り決めも行っておりません。 なお、施設の使用に対する利用料金については、条例で定めている範囲内で指定管理者が金額の設定を行い、教育委員会の承認を得た額となります。</p>	
4	<p>質疑</p> <p>見込み以上の収入があった場合の利用料金の使途について、市民サービスの向上に努めるものとするという文言になっているが、具体例があれば教えてください。</p>	<p>回答</p> <p>過去の事例としては、熱中症対策に向けた製氷機の購入、館内案内板の設置、施設の指定管理者単独のホームページの作成、公衆無線(フリーWi-Fi)の設置などが挙げられます。</p>	